

II 釣鐘関係(釣鐘注文状など)		27件35点									
年代 (年・月・日)	名称(表題)	差出(作成者)	受取	形態	寸法 (縦×横cm)	発注地(数)	釣鐘種類 (口径、重さ等)	価格	返済計画	備考	
1	宝暦8(1758)・12・26	釣鐘代銭未納分支払証文(覚)	朴木村 覚円寺・同所太兵衛	高岡金屋 久右衛門	切紙	23.5×19.0	射水郡(1)。覚円寺(本願寺派)は射水市朴木164に所在。	釣鐘	銭76貫500文	釣鐘代銭の内、52貫200文は「稲賃高」6石で支払い、残り24貫300文は、元利共に来年11月末迄に支払う。	
2	戌[明和6(1766)?]・2・?	釣鐘代銭支払証文	東江上村 浄泉寺 請人 称念寺	高岡金屋 久右衛門	切紙	22.3×23.0	新川郡(1)。浄泉寺(本願寺派)は上市町東江上299に所在。	釣鐘	銭10貫文(酉年年季分)	少々間違いがあったので当5月迄見合わせてほしい旨。 称念寺は近くの同町森尻2に同名寺院があるが大谷派である。同派の滑川市寺家(ジケイ)町260にある寺院の可能性もある。年代は「V-42」(明和6(1769)年12月)と関連→近い戌年は同3(1766)カ。	
3	1 明和8(1771)・3・?	釣鐘注文状(覚)	新川郡滑川 称念寺 同新発意 三位	高岡鑄物師 久右衛門	縦紙	23.1×32.7	新川郡(2)。称念寺(本願寺派)は滑川市寺家(ジケイ)町260に所在。	釣鐘(2尺6寸≒78.8cm)	銭200貫文	釣鐘代銭を3年年季で支払う旨。	「新発意」は浄土真宗で、寺の住職の子で僧となった者、又は僧になったばかりの者。
	2 安永3(1774)・11・6	釣鐘代銭支払に付連判状(覚)	新川郡滑川 称念寺 他5名	高岡鑄物師 久右衛門	縦紙	24.0×34.6				釣鐘代銭の内、40貫文を本日渡し、残りを3ヶ年期で支払う。	上記とは別の鐘か。
	3 安永8(1779)・4・?	釣鐘代銭支払に付連判状(覚)	称念寺、順覚寺 他13名	高岡鑄物師 久右衛門	継紙	24.0×68.9				釣鐘代残額106貫文を5年賦で支払う。	差出13人の内訳は富山4人、滑川9名。順覚寺(同派)は滑川市寺家町193に所在。上記の3年7ヶ月後(別の鐘か?)。前半下部分1/3欠。
4	明和9(1772)・12・20	鐘代銀未納分支払請合状(一札)	舟見村 雲龍寺他2名	高岡金屋 久右衛門	切紙	24.3×24.5	新川郡(3)。雲龍寺(大谷派)は入善町舟見1686に所在。	鐘	-	不作に付、残銀は「江戸講」を取り崩して支払うので、来春迄待つてほしい旨。	
5	1 明和9(1772)・12・21	喚鐘代銭未納分支払証文(覚)	借人 下飯野村 善称寺	高岡金屋 久右衛門	切紙	24.2×27.9	新川郡(4)。善称寺(本願寺派)は入善町東狐(トッコ)1018に所在。善称寺は宝暦年中(1751-64)に黒部川の洪水により下飯野村から東狐村に移転した⇒だが、「1」の年代と差出(住所)はそれと矛盾する	喚鐘	銭7貫文	喚鐘代銭7貫文は、施主人の蛇沢新村(下飯野村の南)彦兵衛が大病に付滞納中なので、善称寺が引き受けて、月一分七厘の利息を加え、来年[安永2年(1773)]閏3月までに月元利共に肩代りする旨。	上記と代銭が異なるので、別の喚鐘か⇒寺伝も考慮に入れると少なくとも明和9年よりも50年後以降か
	2 ?(寅)・12・24	喚鐘代銭不足分支払証文(覚)	東狐村 善称寺 留守居	高岡 久右衛門 手代中	切紙	24.0×22.1				代銭7貫500文の内、2貫500文が不足しているが、住持が留守中なので証文を入れる。来年二月までには支払う。	
6	安永5(1776)・4・29	釣鐘貫請に付代銭確認状(覚)	下新川郡横山 専徳寺 頭旦那惣代	射水郡高岡 釜屋久右衛門	切紙	24.6×28.2	新川郡(5)。専徳寺(大谷派)は入善町横山595に、浄慶寺(同派)は同町青木1166に所在。	釣鐘(2尺2寸≒66.7cm)	銭90貫文+銀168匁2分	釣鐘代は以前浄慶寺が釣鐘を製作した際の値段と同じであることの確認状。	銀は材料の錫3貫目(11.25kg)と垂鉛1貫目(3.75kg)分の金額。虫損。
7	安永6(1777)・9・28	喚鐘代銭支払証文(覚)	能州鹿嶋郡飯川村 頓聴寺 他3名	越中高岡釜屋 久右衛門	縦紙	23.9×34.0	能登鹿島郡(1)。頓聴寺(大谷派)は七尾市飯川町12-62に所在。	喚鐘(1尺5寸≒45.5cm)	銭28貫文	代銭(九六銭ではなく丁銭)のうち14貫文は納入後に支払い、残りは来年より2年間で支払う旨。	
8	安永8(1779)・8・4	釣鐘注文状(覚)	小竹 瑤泉寺	鑄物師 久右衛門	縦紙	24.8×34.4	能登鹿島郡(2)。瑤泉寺(本願寺派)は中能登町小竹ア125に所在。	釣鐘(2尺3寸≒69.7cm。重さ90貫目≒337.5kg)。大極上	銀1貫700目	代銀は2分割にて支払い。もし不出来で音が悪かったら、鑄直すべき旨。 錫1貫500目(約5.6kg)、大極上。垂鉛、1貫目(3.75kg)、大極上。	

9		安永9(1780)・8・2	釣鐘代銀支払証文(覚)	戸出 正木(楽?)寺 同惣代 長七	高岡鑄物師 久右衛門・久左衛門	縦紙	22.4×31.6	砺波郡(1)。正楽寺(本願寺派)は高岡市戸出町4-4-30に所在(通称「西正楽寺」)。	釣鐘(2尺8寸≒84.8cm)	銀2貫762匁	代銀のうち1貫381匁は支払済み。残り1貫381匁は今年1月20日迄に支払う旨。	戸出に「正木寺」は無い(ただし「正楽寺」は、戸出町3-11-1に中野山(通称「中正楽寺」、大谷派)と、戸出町4-4-30に本江山(「西正楽寺」、本願寺派)の2ヶ寺あり)⇒だが、中正楽寺は寛永12年(1635)の梵鐘(口径67cm、総高125cm。作者は藤原朝臣家種・家政(不明。安濃津に同名の鑄物師がいるが?)があるので、本史料は「西正楽寺」と判断。
10		安永9(1780)・9・17	釣鐘代銀支払証文(覚)	能州大屋村 厳徳寺 受人 寺子村 源十郎	越中高岡金屋町 いものしや 久右衛門	縦紙	24.2×35.8	能登珠洲郡(1)。厳徳寺(大谷派)は珠洲市三崎町大屋17-80に所在。	釣鐘[2尺5分≒62.1cm。重さ58貫目(約217.5kg)]	銀1貫目	代銀500目分は金1両1歩と錢44貫625文で支払い済み。残りの500目分は来年丑から寅年2年間に250目ずつ支払う旨。 釣鐘を「つるかね」と表記。	先日注文した銅鐘子(五升入)の代金は右値段清算に加えるよう依頼
11		天明4(1784)・8・19	釣鐘注文に付取決証文(釣鐘証文之事)	能州鹿嶋郡下曾祢村 光源寺 惣旦那	越中高岡鑄師 久右衛門	縦紙	30.6×45.0	能登羽咋郡(1)。光源寺(大谷派)は羽咋市下曾祢町752甲に所在。	釣鐘(2尺5寸≒75.8cm。重さ120貫目≒450kg)	銀2貫400目	代銀は4分割にて支払う旨。完成時に600目。残りの内、400目は今年の12月10日までに、残り1貫400目の内、700目は来年の11月10日まで、残りは再来年の11月10日までに支払う。	形・音声とも任せざるも、もし気に入らなかつたら幾度でも鑄直してもらうと記載。 日付は「九」月の上に「八」月と記す。
12		天明4(1784)・9・9	釣鐘注文に付取決証文(覚)	泊町 常光寺 惣門徒中	高岡 久右衛門	縦紙	24.2×34.6	新川郡(6)。常光寺(大谷派)は朝日町泊283に所在。	釣鐘(2尺4寸≒72.7cm。重さ110貫目≒412.5kg)	錢155貫文	代銀は3分割にて支払う旨。その内、45貫文は今年の暮れに、45貫文は来年4月までに、65貫文は来年の暮れに支払う。	不出来であれば、何度でも作り替えること。
13		天明5(1785)・11・15	鐘鑄直しに付取決証文	沖村 信教寺 他旦那惣代3名	金屋 久右衛門、 同 三右衛門	縦紙	23.8×33.8	新川郡(7)。信教寺(本願寺派)は富山市水橋沖431に所在。	鐘	錢100貫文	代銀は滞納しており、旦那衆と協議した。鐘に疵があり、鑄直し手間賃として40貫文、都合140貫文は3分割にて支払う旨。内、30貫文は来年2月末日までに、40貫文は来年9月末日までに支う。残り70貫文は再来年10月までに必ず支払う。	
14	1	寛政6(1794)・5・26	釣鐘代銀支払証文(釣鐘指引覚)	泉村 明泉寺 他2名	高守久右衛門	縦紙	24.4×35.2	射水郡(2)。明泉寺(本願寺派)は水見市泉1705に所在。	釣鐘	錢245貫200文	代銀の内10貫900文は下取りに出した古鐘代。また、40貫文は二分割で支払済。この二件で計50貫900文。また114貫300文は釣鐘納品時に支払う。残り80貫文が不足している。この内、40貫文は来年10月末日までに支払う。また、40貫文は再来年10月の末日までに支払う。	13-3の半鐘と同時に発注。
	2	寅[寛政6(1794)?]・5・27	釣鐘代銀支払証文(釣鐘指引覚)	久右衛門、半次郎	泉村 明泉寺	切継紙	15.3×28.6				虫損。上記史料と金額など全く同じ内容を確認したもの一その翌日のものと判断。	
	3	寛政6(1794)・5・26	半鐘代銀支払証文(半鐘証文之事)	泉村 明泉寺 他2名	高守久右衛門	切紙	24.3×15.9				半鐘(重さ口径不明。重さ7貫目≒26.3kg)	
15	1	寛政8(1796)・7・17	釣鐘注文に付取決証文(覚)	佐味村 龍光寺 門徒中	越中高岡 釜屋久右衛門 釜屋権兵衛	縦紙	24.4×33.2	能登鹿島郡(3)。龍光寺(大谷派)は七尾市佐味町30-97に所在。	釣鐘(2尺5寸≒75.8cm。重さ120貫目≒450kg)	銀2貫900目	代銀は4分割して支払う旨。1貫445匁は下取り鐘代。1貫目は完成時に支払う(内、100目は唯今、手付として支払う。残り455匁の内、200目は来年10月までに、255匁は再来年10月までに支払う。	不出来の場合は代銀は支払わない旨。下取り鐘・新鐘は当村の浜で引き渡し(鑄物師職座法の内、他郡入込逃れか)。この件は中居鑄物師から反論があり、争いの結果高岡の勝訴となった。
	2	?(辰)・7・20	釣鐘請取手形控(覚)	鑄物師 久右衛門 同 権兵衛	塩津屋 五〇〇 鹿(嶋)屋 〇〇〇	縦紙	23.9×34.8				ヤブレ(2ヶ所)、シミ。口径2尺5寸の鐘の代銀2貫900目を注文し、銀1貫445匁分の鐘を下取りに出して、残り1貫455匁。来る8月下旬に鑄造する予定である。納入後に代銀は請取る旨。	上記と十二支、久右衛門と権兵衛の連名、口径、代銀が同じなので、関連と判断。

16	寛政 12(1800)・2・ 10	釣鐘代銀支払証文(覚)	性宗寺内 新発 善暢	高岡金屋鑄師 久右衛門	豎紙	24.2×35.8	砺波郡(2)。性宗寺(本願 寺派)は高岡市福岡町赤 丸502に所在	釣鐘(2尺≒60.6 cm)	銀1貫550 目	代銀の内、450目を今渡して、残り1 貫100目を4年間で支払う旨。300は 来年。300目は再来年。300目は4年 後。200目は5年後支払う。毎年11月 迄に支払う。	万一少しでも滞納したら、この鐘 はこちらより運んでお返しする。
17	天保 11(1840)・4・ 12	釣鐘鑄直しに付取決証文(覚)	杉木新町 町村屋次 平、取持人 中条屋和 左衛門	高岡鑄物師 高森久右衛門	豎紙	23.9×35.5	砺波郡(3)。真寿寺(大谷 派)は砺波市永福町6-55 に所在。	釣鐘(2尺≒60.6 cm)	25貫文 (鑄直し 料)	当5月3日迄に納入。支払いは受 け取り時にするべき旨。	口径、重要、寸法、銘などは元の 通り(元成)に鑄直す旨。
18	天保 14(1843)・5・?	釣鐘引渡証文(覚)	西莽野村 照円寺 他3名	釜屋久右衛門	豎紙	24.4×35.6	新川郡(8)。照円寺(本願 寺派)は朝日町草野632に 所在。	【引渡】釣鐘(2尺 5分≒62.1cm)	(総工賃 金5両)		「湯口ゴミのはてまでは相渡し不 申候」→売却、もしくは下取りか。
19	天保 15(1844)・10・ 6	釣鐘注文に付取決証文(釣鐘 大望証文之事)	新川 経田村 浄徳寺 世話人 若杉新村清 七 惣門徒中	高岡 高守久右衛門	豎紙	23.9×34.3	新川郡(9)。浄徳寺(大谷 派)は上市町下経田187に 所在。	釣鐘(2尺5寸≒ 75.8cm。重さ90貫 目位≒337.5kg 位)	(銭342貫 文か≒38 ×9)「拾貫 目二付、三 十八貫實二 引合申候 間、目方九 十貫目位」	価格は「何十何両」(342貫文は約 52.62両相当)。残金は20両。10両は 来年5月迄支払いを延期してくださ い。また10両は来年9月までに「一ノ 利足」(月1分?)を加えて返済。	久右衛門の手代・吉右衛門と相談し て、「カッコ宜しき様に頼み入る」。音 を聞いて気に入らない時は何遍でも 鑄直すべき旨。
20	1 弘化4(1847)・ 11・?	釣鐘半鐘引渡注文状(相渡候 釣鐘之事)	五郎丸村 浄蓮寺 他6名	高岡鑄物師 久右衛門 長右衛門	豎紙	23.9×34.6	砺波郡(4)。浄蓮寺(大谷 派)は砺波市五郎丸481に 所在。	【下取り】釣鐘(2尺 5寸≒75.8cm。重さ 115貫目余≒約 432kg。高さ3尺3寸 斗≒約1m)と半鐘 (1尺1寸≒33.3cm。 高さ1尺3寸5歩≒ 40.9cm)	金9両	銀50目(御印紙)は11月1日に返済	【下取り】「証文之通」→注文状が 他にある。もし音声などが不出来 の場合でも請取り、再鑄して再び 請取る旨。
	2 (弘化 4(1847)・ 11・?)	釣鐘鑄造費等内訳書(浄蓮寺 鐘再鑄之図り)			切継 紙	15.5×47.8		撞鐘(2尺5寸≒75.8 cm。重さ115貫目余 ≒約432kg。高さ4 尺5寸≒約171cm) と半鐘(1尺3寸≒ 39.4cm)	金9両、銭 12貫500 文(炭95 俵代)		宿紙(薄墨色の紙)。上記史料と鐘の 大きさや値段などが同じなので、その 見積書であろう。火職、鐘鑄手間、炭 などの代金が書上げられている。後 半部欠損か。
21	?(酉)・1・25	釣鐘注文状(覚)	打出本江村 光覚寺	鑄物師 久右衛門	豎紙	24.1×35.1	射水郡(3)。光覚寺(本願 寺派)は射水市本江1802- 2に所在。	釣鐘(2尺3寸≒ 69.7cm。重さ100 貫目≒375kg)	銭300貫 文。銅代 35貫文、と たん(垂 鉛)代15貫 文、職人 70人代21 貫文(1人 当300文) の計371貫 文	その内185貫500文は鑄上がり次第 に支払う。185貫500文は来年3月ま でに支払う(月1分の利息を加え て)。手付金は100目。	万一音が悪かったら、 代金は支払わず、受け取らない。 地金の銅に垂鉛を混ぜるとヒビ割れ や酸化防止になるという。
22	?(午)・6・24	釣鐘注文状(覚)	野村 善休寺 他3名	鑄物師 久右衛門 同 長右衛門	豎紙	24.0×36.1	射水郡(4)。善休寺(大谷 派)は射水市野村1288に 所在。	釣鐘(1尺7寸≒ 51.5cm。重さ約29 貫≒108.8kg)			1尺6寸、重さ22貫目の古鐘を下 取りに出す。少虫。
23	1 ?(未)・6・?	釣鐘注文状(定)	梶山村 常福寺	高岡金屋 久右衛 門	豎紙	24.5×34.6	新川郡(10)。常福寺(本願 寺派)は入善町梶(クヌギ) 山4424に所在。	釣鐘(2尺3寸≒ 69.7cm。重さ80貫 目ばかり≒約 300kg。高さ3尺4 寸≒129.2cm)	金9両		下取りの鐘は重量190.8kg。他に追加 金属は187.5kg程度。 もし不出来の場合は鑄直すべき旨。
	2 ?(未)・6・26	釣鐘請合証文(釣鐘請取証文 事)	鑄物師 久右衛門	梶山村 常福寺	豎紙	24.2×35.0					鑄造手間賃金9両のうち、手付 金として2両受け取った旨。 端裏ウハ書「□□□あつらい」。
24	?・9・4	釣鐘注文状(覚)	山中村 徳善寺	高岡町 久右衛門	豎紙	24.1×35.5	能登鳳至郡(1)。徳善寺 (大谷派)は穴水町字山中 26-2に所在。	釣鐘(2尺3寸≒ 69.7cm。重さ82.5 貫≒309.4kg)	銭115貫 文		「細工音声風流」等について不出来 の場合は受取らない。「風流」に付い ては勘右衛門に詳しく話してある旨。 端裏ウハ書「かね証文」。虫損。

25	?.11.18	半鐘注文状(あつらい申半鐘ノ証文)	能州杉山 福正寺	高岡釜屋 久右衛門	切紙	15.8×20.9	能登珠洲郡(2)。福正寺(大谷派)は珠洲市三崎町杉山12-91に所在。	半鐘(1尺3寸5分≒40.9cm。重さ7貫目≒26.25kg以上)	銭13貫文	卯より午年の4ヶ年で支払う予定。	
26	?.?.?	釣鐘半鐘注文状(覚)	能州羽喰郡鵜野屋村安成寺	高岡 久右衛門	縦紙	22.5×32.3	能登羽咋郡(2)。安成寺(大谷派※)は志賀町鵜野屋ヌ62に所在。	釣鐘(2尺3寸5分≒71.2cm)。半鐘	銭162貫文		万一不出来の場合は幾度も(鑄直すべきで)受取らない旨。海上の中嶋(現中島町)にて受け取る定めとし、運送費用は拙寺が支払う。 ※安成寺は現在は単立の浄土真宗東本願寺派だが、以前は真宗大谷派。
27	?.?.?	洪鐘注文状(詠申洪鐘之事)	能州尊保(ソホ)村本照寺	高守 久右衛門	切紙	22.3×22.5	能登羽咋郡(3)。本照寺(大谷派)は志賀町阿川(アコウ)3-106に所在。	釣鐘(2尺1寸5分≒65.2cm。重さ65貫≒243.75kg)	丁銭100貫文	40貫文は納入時に支払い、残り	洪鐘は梵鐘のこと。丁銭は一般に銭96文を百文として通用させた九六銭(クワクセニ)に対し、百文をもって百文としたこと。丁百。丁百銭。調百。満百銭。